

輪之内町広報紙広告掲載要領

(趣旨)

第一条 この要領は、輪之内町が発行する広報紙「広報わのうち」(以下「広報」という。)に掲載する広告の取り扱いについて、輪之内町広告掲載要綱(平成二十一年告示第六十九号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告等の範囲)

第二条 広告を掲載できる者、広告の内容及び広告のデザインは、要綱第三条及び第四条の規定に定めるところによるものとする。

(広告の規格)

第三条 掲載する広告の規格(一枠)は、次のとおりとする。

- 一 縦四十五ミリメートル
- 二 横八十五ミリメートル

2 広告の掲載は、一広告主について広報一号につき一枠とする。ただし、掲載枠に空きがある場合は、この限りではない。

3 前項において、一広告主で二枠の広告を掲載するときは、横に隣り合う枠を一つの広告として使用することができる。

(広告の掲載期間)

第四条 広告の掲載期間は、一号単位とする。

(広告の掲載料金)

第五条 広告の掲載料金は、一回につき次に掲げるとおりとする。

- 一 一枠の場合 五、〇〇〇円
- 二 隣接する二枠を併せる場合 一〇、〇〇〇円

(広告の掲載位置等)

第六条 広告の掲載位置は、広報の最終ページの最下段とする。

2 広告の掲載位置は、広報紙一号につき四枠とする。ただし、広告の掲載枠を追加して設ける必要があると判断したときは、新たに広告の掲載枠を設けることができる。

(申込書等の提出)

第七条 広告の掲載をしようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載しようとする月の前二月に当たる月の末日までに、「広報わのうち」広告掲載申込書(別記様式第一号。以下「申込書」という。)に掲載しようとする広告(紙媒体による原稿又は電子データ)を添えて町長に提出するものとする。この場合、同じ年度内で最大十二か月以内の掲載計画がある場合は、事前申し込みをすることができる。

(掲載の決定等)

第八条 町長は、前条の申込書の提出があったときは、要綱第八条第一項の規定による輪之内町広告審査委員会の審査を経て、掲載の可否を決定し、速やかに「広報わのうち」広告掲載許可(不許可)通知書(別記様式第二号)により申込者に通知する。

2 掲載を可とした広告掲載は、受付順を原則とする。ただし、一号につき四枠を超えて申し込みがあった場合の優先順位は次のとおりとする。

- 一 前条に規定する複数月の申込者で、町内に事業所等を有する者
- 二 前条に規定する複数月の申込者で、町外に事業所等を有する者
- 三 新規申込者で、町内に事業所等を有する者
- 四 新規申込者で、町外に事業所等を有する者
- 五 二度目以降の申込者で、町内に事業所等を有する者
- 六 二度目以降の申込者で、町外に事業所等を有する者

(広告の掲載料金の納付)

第九条 広告の掲載料金は前納を原則とし、広告掲載を許可された者(以下「広告主」という。)は、町長が指定する期日までに町が発行する納入通知書により、一括して納付しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第十条 広告主は、広告掲載の決定後においても、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告掲載を取り下げようとする者は、「広報のうち」広告掲載取下げ申出書（別記様式第三号。）により町長に申し出るものとする。

（広告掲載の取消し）

第十一条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができるものとする。

一 広告の掲載料金が指定期日までに納付されなかったとき。

二 要綱第四条に該当することとなったとき、又は該当することが判明したとき。

三 前二号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

（広告掲載料の返還）

第十二条 前二条の規定により広告掲載を取り下げ、又は取り消した場合は、既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、災害その他町の都合により広告掲載を中止した場合は、この限りではない。

2 前項ただし書きの規定により広告掲載料を還付する場合は、納付された広告掲載料のうち掲載することができなかった回数に応じた金額を還付するものとする。

（広告主の責任）

第十三条 広告主は、広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告掲載に関連して第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

4 広告の手續に係る経費は、広告主の負担とする。

（広告内容の調整）

第十四条 掲載できる広告は、要綱第三条の定めによるほか、広報のイメージを損なうことのないよう広告主と調整した内容又はデザインとする。

2 広告原稿にイラスト、写真またはロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、広告主の負担とする。

3 割引券、引換券その他これに類するものは、掲載しない。

(広報との区別)

第十五条 読者が、広報の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は町の事業であると錯誤するおそれのある表現を禁止する。

(町ホームページへの掲載)

第十六条 町ホームページで公開している広報への広告掲載は行わない。

(委任)

第十七条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成二十二年一月一日から施行する。